

令和2年3月30日 

## 第1回

# 緑の基本計画改定委員会

# 緑の基本計画とは



## ■ 策定の目的

- ・緑に関する将来の望ましい姿を定め、緑ゆたかなまちづくりを計画的に進めるための指針となる計画です
- ・緑の保全、公園の整備、公共施設や民有地の緑化、緑化意識の普及啓発などの方針を定めます

## ■ 計画の位置づけ

- ・都市緑地法第4条に基づいて定めます
- ・芦屋市総合計画等の上位計画のほか、都市計画マスタープラン、景観、農地や森林、環境等に関する基本計画を踏まえながら策定する、個別の計画のひとつです

## ■ 対象範囲・対象となる緑

芦屋市の市街化区域を中心に、市全域の緑を対象とします

## ■ 定めること

- ①市内の緑の整備、保全（維持管理）等についての基本的な考え方と目標
- ②都市公園の整備等の方針
- ③市街地の緑化・緑地の保全の推進についての基本方針
- ④上記を実現させていくために必要な施策

## ■ 計画対象期間

令和3年度から令和12年度まで  
(現計画は平成19年度から令和2年度まで)

# スケジュール(案)

## ■ 改定委員会 (全5回予定)

### **R2.3月 改定委員会①：今回**

- ・趣旨説明，施策ごとの現状認識
- ・見直しの方向性確認

### **R2.6月 改定委員会②**

- ・課題整理，見直し方針

### **R2.8月 改定委員会③**

- ・計画骨子・概要

### **R2.11月 改定委員会④**

- ・計画原案の取りまとめ

### **R3.2月 改定委員会⑤**

- ・計画最終案の確定

### **R3.2月以降 とりまとめ作業**

# 現計画の確認と見直しの方向性

## ① 現計画の状況確認 (p5)

- ・ 緑被率の推移

## ② 緑を取り巻く状況 (p6)

- ・ 管理・運営面の重要性, 農地や森林の制度変更, 生物多様性の重要性

## ③ 施策ごとの現状認識 (p7)

- ・ 公園や緑地に関連する施策ごとの現状認識  
(防災, 安全, 環境, 農地・森林)

## ④ アンケート調査の実施 (p7)

- ・ 現在の調査票案に対して, 追加が望まれる設問等  
※事務局で調整

## ⑤ 次期計画の見直しの方向性 (p8)

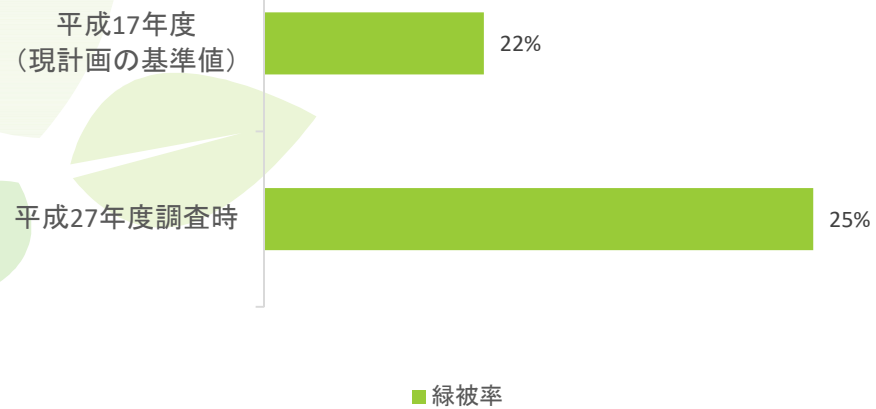
- ・ 計画改定にあたっての見直し方針

# ①現計画の状況確認

## ■ 緑被率の変化

- ・ 樹木・樹林／草地・芝生地／屋上緑化／農地／河川・水面の合計面積
- ・ H17：22% → H27：25% と増加

緑被率の推移



## ② 緑を取り巻く状況

### ■ 管理・運営面の重要性

- ・公園の管理の方針を定める（都市緑地法の改正：H29）
- ・遊具の年1回の点検が必要（都市公園の維持修繕基準の法令化：H31）
- ・民間による公園整備 [Park-PFI] [市民緑地]  
（都市緑地法の改正：H29）

### ■ 農地や森林に対する制度変更

- ・都市農地の保全（都市緑地法の改正：H29）
- ・生産緑地制度（生産緑地法等の改正：H29）  
（特定生産緑地制度）

### ■ 生物多様性をはじめとする環境配慮の重要性

- ・生物多様性に対する配慮を重視（都市緑地法運用指針：H23.10）
- ・生物多様性の保全等を通じたSDGs目標達成への貢献（採択：国連サミット2015）



## ③ 施策ごとの現状認識

### ■ 施策の進捗状況の把握

- ・現在取り組まれている緑に関連する施策や事業の進捗を把握し、現計画に対する評価を行います

## ④ アンケート調査の実施

### ■ 市民意向の把握

- ・緑に対する市民の評価、要望をアンケート調査によって把握します  
アンケート（案）は別紙による  
※4月に配布・回収（予定）

## ⑤次期計画の見直しの方向性

### ■ 現計画の評価・課題への対応

- 現計画の評価と課題抽出に基づく計画の検討

### ■ 人口減少・少子高齢社会への対応

- 人口減少と少子高齢社会の進展を踏まえた、成長を前提とする緑地政策についての再検討

### ■ 庭園都市としての魅力の更なる向上

- 庭園都市としての今後のあり方や緑に関する将来の望ましい姿の明示

### ■ 市民ニーズへの対応

- 市民ニーズの多様化、人や世代の入れ替わりなどに対応した、市民と共に実行できる計画の検討